

平成24年第4回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成24年5月17日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年5月17日
2. 閉 会 平成24年5月17日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

| | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 正 義 | 6番 | 鈴 木 満 子 | 11番 | 五十嵐 忠比古 |
| 2番 | 長谷川 義 雄 | 7番 | 多 賀 剛 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 3番 | 渡 部 憲 | 8番 | 青 木 照 夫 | 13番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4番 | 伊 藤 一 男 | 9番 | 荒 海 清 隆 | | |
| 5番 | 猪 俣 常 三 | 10番 | 清 野 佐 一 | | |

2. 不応招議員

な し

平成24年第4回西会津町議会臨時会会議録

平成24年5月17日（木）

開 会 10時00分

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 正 義 | 6番 | 鈴 木 満 子 | 11番 | 五十嵐 忠比古 |
| 2番 | 長谷川 義 雄 | 7番 | 多 賀 剛 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 3番 | 渡 部 憲 | 8番 | 青 木 照 夫 | 13番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4番 | 伊 藤 一 男 | 9番 | 荒 海 清 隆 | | |
| 5番 | 猪 俣 常 三 | 10番 | 清 野 佐 一 | | |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|------------|-----------|
| 町 長 | 伊 藤 勝 | 建設水道課長 | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長 | 藤 城 良 教 | 農林振興課長 | 佐 藤 美 恵 子 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要 一 郎 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 企画情報課長 | 杉 原 徳 夫 | 教育委員長 | 井 上 祐 悦 |
| 町民税務課長 | 新 田 新 也 | 教 育 長 | 佐 藤 晃 |
| 健康福祉課長 | 高 橋 謙 一 | 教 育 課 長 | 成 田 信 幸 |
| 商工観光課長 | 大 竹 享 | | |

会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第4回議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年5月17日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第7 議案第3号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第15次）の専決処分の承認について

日程第8 議案第4号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

日程第9 議案第5号 財産の取得について（西会津小学校用地）

日程第10 議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

閉 会

（全員協議会）

（総務常任委員会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第4回西会津町議会臨時会を開会します。(10時03分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり6件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、伊藤一男君、8番、青木照夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月17日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日5月17日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただ今町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、地方税法の一部改正に伴い、改正するものであります。

主な改正内容であります。東日本大震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長や、住宅借入金等特別控除に係る町民税関係の改正、平成24年度固定資産の評価替えに伴う規定の整備などです。

地方税法の一部を改正する法律は、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されましたが、議会を召集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項は「町民税の申告」について定める規定であります。年金所得者の申告手続きを簡素化するために、公的年金以外に所得の無かった方が寡婦控除を受けようとする場合、申告書の提出によらず、年末調整で可能とするものであります。

附則第10条の2第7項及び第8項の規定は、高齢者等住宅改修や高断熱住宅改修に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする場合の申告の添付書類を定めたもので、地方税法の改正にあわせ条項を改めるものであります。

また、同条を1条繰り下げ第10条の3とし、新たに第10条の2として、環境に配慮した工場等の設備設置に対する特例措置である雨水貯留浸透施設と下水道除害施設に係る償却資産の課税標準の特例割合の規定を設けるものであります。

附則第11条は、土地に対する固定資産税の特例を適用する際の用語の定義を定めたもので、特例年度の延長と地方税法の附則の改正による条項の移動の改正であります。

附則第11条の2は、本来土地の評価額は評価替えの年から3年間は据え置くこととされておりますが、地価が下落している場合は、据え置くことにより納税者に不利益が生じることから、地価の下落に合わせて修正ができる特例を定めたもので、今年度の評価替えに合わせて、その特例を平成25年度及び平成26年度の評価額に該当させるために年度の改正を行うものであります。

附則第12条は、宅地等の固定資産税の急激な上昇を調整するための負担調整措置を定めたもので、今回は平成24年度から平成26年度までの負担調整措置等の見直しを行い、負担水準80%以上の住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置を廃止するものであります。なお、商業用地につきましては従前のおりであります。

附則第13条は、農地に対する固定資産税の負担調整措置を定めたもので、措置を平成26年度まで延長するものであります。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例を定めたもので、附則第12条の改正による条項の移動と特例年度を延長するものであります。

附則第21条は、学術・慈善事業などの非営利を目的とした社団法人や財団法人等の、いわゆる特定移行一般社団法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けるための申告について定めたものであります。新たに第21条の2として、図書館、博物館及び幼稚園の固定資産税について、非課税措置の適用を受けようとする場合の申告の規定を追加したものであります。

附則第 22 条の 2 は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を新たに設けるもので、通常の居住用財産の買換え特例は 3 年ですが、東日本大震災で家屋が滅失した敷地については 7 年に延長するものであります。

附則第 23 条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例を定めたもので、地方税法の改正による条項の移動と、震災により有していた自己の居住用家屋が居住用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得や増改築をし、所得税で東日本大震災に係る特別措置の適用を受けたときは、町民税でも住宅借入金等特別税額控除の対象となることを加えたものであります。

次に本改正条例の附則であります。第 1 条は施行期日を定めるものでありまして、原則平成 24 年 4 月 1 日からとするものであります。第 36 条の 2 第 1 項ただし書き等の改正規定につきましては、平成 26 年 1 月 1 日から施行するものであります。

第 2 条は、町民税の経過措置を定めており、第 36 条の 2 第 1 項の規定は平成 26 年度以降に、新条例附則第 23 条の規定は平成 24 年度以降の町民税に適用し、適用前の年度分については、従前の例による規定であります。

第 3 条は、固定資産税についての経過措置を定めており、第 1 項は、新条例は平成 24 年度以降の年度分に適用し、平成 23 年度までのものについては、従前の例によるものである旨の規定であります。

第 2 項及び第 3 項は、新条例附則第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は平成 25 年度以降の年度分について適用する旨の規定であります。

第 4 項は、住宅用地の負担調整措置等について、平成 24 年度・平成 25 年度の固定資産税については、負担水準 80%以上とあるのを 90%以上と読み替えて改正前の規定を適用させる読み替え規定であります。

第 5 項は、第 4 項の読み替え規定を免税点の適用や特別土地保有税にも適用させるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会のご議決をお願いするものであります。

○議長　これから、質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今、議案第 1 号と第 2 号にも関係してくるわけですが、提案理由の説明の中で、31 日に公布されたと。それで翌日施行でありますから、1 日しかないわけでありまして。事務的なことになるわけですが、これあらかじめ公布されるというのがわかっていて、内容とも把握していて、31 日にこの改正の条例をつくって 4 月 1 日に施行というふうになったのか、あるいは時間的にまだかかって何日か後に遡って 4 月 1 日施行ということにしたのかということと、確か 11 条の 2 でしたか、説明で地価の下落と。固定資産税の評価替えがあって、3 年間はその評価額で固定資産税がかかるわけですが、下落をした場合に適用する条例だということではありますが、過去にそういう 3 年間で改正しなくてはならないようなことがあったのか、この下落というのは多分、原発の放射能関係ではないかなという気もしているわけですが、どういうときにこういう下落という発動といったらおかしいですが、適用といたしますか、それになるのか。もっとわかりや

すく説明をしていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、3月31日公布で4月1日施行の部分でございますが、もちろん3月31日前には国のほうから通達は来てはございますが、時間的には余裕はなかったということでございます。

それから、2点目のご質問であります。地価が下落した場合、固定資産税も評価替えではなくて見直しができるという点でございますが、過去にも実例はございました。例えばバブルがはじけたときに地下がすごく落ち込んだとき、そういった場合につきましては、3年間待たずに評価額の見直しをしまして即座に減額をしてございます。この分につきましては、東日本大震災だけの理由ではないということでございます。以上です。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 過去にもそういう例があったということは、地方税法でそのような規定、町の税条例でもそのような規定があって初めて下落に対応したと思っているんですが、今改めてここで、それではこういう明文化しなくてはならないというのはどういうことになるわけですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 附則の改正でございますが、一応評価替えは3年ということで、該当年度でありますけども、今24年度評価替えの年でございます。今年の評価替えは24、25、26と3カ年について適用することとなりますけども、結局今回の附則第11条の2の改正につきましては、適用年度を延長したということでございますので、また27年度の評価替えの際には同じように適用年度を延長して、ずうっと過去から来ていたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君

○町民税務課長 議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、地方税法の一部改正により、東日本大震災で被災した居住用財産の敷地に係る譲渡期限が延長されることとなったことから、国民健康保険税における所得割に係る規定を整備するため、ご提案申し上げるものであります。

地方税法の一部を改正する法律は、本年3月31日に公布され4月1日から施行されましたが、議会を召集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限延長の特例の規定を追加するものであります。

現在、譲渡所得に係る課税の特別控除を受けることのできる居住用財産は、居住用に供されなくなった日から3年未満の期間に譲渡したものに限られておりますが、東日本大震災により被災し、居住用家屋が滅失した敷地については、その期間が7年に延長されました。その規定を国民健康保険税の所得割の計算にも適用させるものであります。

次に、本改正条例の附則であります。施行期日を定めたもので、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会のご議決をお願いするものであります。

○議長 これから、質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第7、議案第3号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第15次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第3号、平成23年度西会津町一般会計補正予算（第15次）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、先の3月議会定例会終了後に額が決定されました地方交付税や国庫支出金等に係る歳入の調整と、歳出においては、感染症予防事業にかかる国庫補助金の額の決定によりまして、精算還付が必要となりましたので、新たに計上をお願いするものであります。

これらの額の決定が、年度末となったことから、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成23年度西会津町の一般会計補正予算（第15次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,741万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,318万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。7ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税439万2千円、7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金184万6千円、8款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金303万4千円、9款地方交付税、1項1目地方交付税2億1,548万9千円は、それぞれ確定による増額でございます。このうち、特別地方交付税につきましては、本年度の最終交付決定額が4億2,547万8千円となりまして、昨年度と比較いたしますと2,622万6千円、率にして6.6%の増となったところであります。増額の主な要因でございますが、東日本大震災関係で4,138万2千円の交付があったことなどによるものであります。

次に、13款国庫支出金、1項2目災害復旧費国庫負担金585万円の減は、道路河川災害復旧費事業について、補助率が確定したことによるものであります。2項3目土木費国庫補助金1,700万円の増は、今冬の豪雪に要した経費に対しまして、新規に補助されるものであります。

次に、16款寄附金、1項2目ふるさと応援寄附金500万円でございますが、これは昨年7月の新潟・福島豪雨災害に係る東北電力からの見舞金であります。

次に、20款町債、1項4目災害復旧事業債650万円の増は、林業施設と道路河川につきまして、それぞれ増額するものであります。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

9ページは、歳出であります。まず、2款総務費、1項5目財産管理費2億4,738万9千円の追加は、歳入歳出を調整した結果、剰余分を財政調整基金に積立するものであります。

これによりまして、平成23年度末の財政調整基金積立残高は9億7,224万8千円となる見込みであります。

次に、4款衛生費、1項4目健康推進費2万2千円の追加であります。平成22年度に実施をいたしました感染症予防事業に係る国庫補助金の確定によりまして、過大交付分を国に返還するものであります。

次に、8款土木費、11款災害復旧費につきましては、それぞれ財源調整を行なうものであります。

次に、4ページにお戻りをいただきたいと思います。

4ページは、第2表、地方債補正であります。災害復旧事業費につきまして、財源調整の結果、限度額を650万円増額いたしまして、4,240万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　2款、7款、8款とそれぞれ増になっておりますが、最終的な決定でと、ただ町としては予算を編成するときには、100%の見込みではなくて、見積りではなくて、西会津は固いから、その8割とか7割とか、あるいは9割の見込みで予算を編成しておるのではないかなと思っているわけですが、そういうふうにしてみれば今回の増額というのは、まあまあ内輪でみていた分に何ぼかプラスになったというふうな理解でいいのかどうかということと、もう一つ、町債で650万補正をするわけですが、これは今災害復旧の585万とか、あるいは災害復旧の関係で財源内訳が変わっていますが、そこから辺をもっとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　まず第1点目の歳入の増額の要因でございますが、端的に申し上げますと、2款の地方譲与税と7款の自動車取得税交付金につきましては、いわゆるエコカー減税の関係でございまして、昨年度の、平成22年度の交付決定見込み額に対しまして、昨年の23年度の当初予算の段階で、それぞれ減額で見込んでございます。その減額率につきましては、国からの指示によつての率合いでございましたけれども、平成23年度実績といたしましてエコカーの購入者の数が、いわゆる当初の想定を上回ったということで、その分が見合いで上がったということでございます。ただ、最終的な金額からいたしますと22年度の決定額よりはいずれも減額ということでございます。

それから8款の地方特例交付金につきましては、これは子ども手当の、昨年の10月から一部特例措置が設けられましたので、その関係で再算定された中で増額となったということでございます。

それから町債の災害復旧事業債でございますけれども、林業施設の関係で110万円増額となっております。これは充当する充当枠が少し増えた関係で110万円増額と、それから道路、河川につきましては、13款の国庫支出金のほうで補助率が下がったために補助金が減額となりました。それでその見合いで同額ではございませんけれども、ほぼ同額程度の起債を見込んだということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町債の関係ですが、今説明聞いてわかったわけですが、補助率が変わったと、そういうのはこういう年度末に往々にしてあるのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 一般的にはあまりケースのない状況でございます。これも先ほど申し上げましたように3月議会の後に最終的に、当初、当初というか、この補正前の状況につきましては、いわゆる激甚災害の認定を受けて、補助率が80%になるだろうということで進めてきたわけでありましたが、最終的なその決定が66.7%ということになってしまいましたので、その分を今次の専決をお願いを申し上げたいということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 把握しておるならば説明をしていただきたいと思いますが、その80%の見込みが66.7になってしまったと、こういうこの要因とか、何かおわかりであるならばお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 公共土木施設債の激甚指定になりましての補助率の増高につきましては、町の平均税収入との加減と工事費の全体額によりまして補助率の増高が決まるわけなんです。今回うちの方につきましては、被害額がそこまで達しないということで補助率が増高にならなかったということでございます。

○議長 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第15次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第15次)の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第8、議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算（第1次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、年度開始間もないことから、緊急かつやむを得ないものについて、補正をお願いするものであります。

その主な内容といたしましては、本年4月3日から4日にかけて発生いたしました強風による園芸ハウスの復旧支援補助金を計上するとともに、子ども手当の制度改正による組替え、西会津小学校校舎新築事業に伴う開発許可申請手数料の新規計上などをお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成24年度西会津町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,167万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございますが、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、3項2目民生費委託金、並びに14款県支出金、1項1目民生費県負担金につきましては、いずれも子ども手当が児童手当に制度改正されたことによる予算の組替調整であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金456万7千円の増は、歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰入れするものであります。

次に、8ページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項1目一般管理費及び3款民生費、2項2目児童措置費につきましては、いずれも子ども手当と児童手当の組替でございます。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費72万3千円ですが、園芸ハウス復旧にかかる補助金の新規計上でありまして、復旧費用から農業共済金を差引いた額の2分の1を補助するものであります。

次に、10款教育費、2項3目学校建設費95万円ですが、西会津小学校校舎新築事業にかかる開発行為の許可申請等手数料と立木等補償費であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の補正額が167万ということでもあります。これは本当に緊急を要するのか、やむを得ないのかなという気がしておりました。それで、事務局に調べていただきましたならば、3月の定例会から6月の定例会までの間に臨時議会を開いたのが、平

成 12 年から 4 回であります。そのうち 2 回は補正予算が計上されておりました。その中身までは私把握はしておりませんが、1 回は 4 月中、やはりこれは緊急、やむを得ない件であろうと思います。5 月も今日が 17 ですか、6 月議会も 6 月 8 日に招集予定と聞いております。そういう中で、本当に、常にきめ細かく議会に提案をして議決をしていただく、そういう姿勢ですと行くということならば大歓迎。議会の議決を求めるということはこれいいことです。このそのものに私は、異は唱えませんが、本当に緊急かつやむを得ないのかなと。議会の議決要項は款と項であります。ご丁寧に目、節まで説明を受けていますので理解はしやすいわけですが、例えば園芸ハウス 72 万 3 千円は農業費の中で支出をしても何らいいではないのかと、学校教育関係でも小学校費で支出可能ではないのかなと。そしてしておいて、6 月の定例議会で提案をしても私はいいではないのかなという気がしておりますので、お答えをいただきたいということですが、そうすると予算の編成にも問題があるのではないかなという気もしないわけではなくなるわけですので、そこら辺をお答えいただきたいということと、この町長の提案理由にあったとおり何とも防ぎようのない災害ですから、それはきちっとした形で援助を差し上げるというのはこれもまた当然でありますし、速やかにそのお願いをしたわけですが、調べてみましたならば、補助要綱、補助要綱は例規集を見る限りにおいては、野菜のハウス、菌床ハウスの新設についての要綱はありますが、こういう災害を受けたときの補助要綱というのが、私は見つけることができませんでした。それがあるのか、ないのか、まずそこら辺も併せてお答えをいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。

まず今次の臨時議会におきまして、補正予算をお願いしたわけでございます。これは先ほども申し上げましたように、年度開始間もない中で緊急に必要なということをお願いをするものでございます。

まず歳入のほうの、歳入歳出に両方にかかわりますが、子ども手当が児童手当に改正になるということで、これは当初予算の編成の段階ではまだ確定をしておりませんでありまして、当初予算の段階では子ども手当ということで計上をさせていただいております。その後 3 月 31 日、法律が、法改正が成立いたしまして 4 月 1 日から施行されるということで、子ども手当が、子ども手当の規定につきましては、本年の 5 月いっぱい子ども手当の規定がなくなると、それから 6 月 1 日から児童手当ということになりますので、そういったことで 6 月議会を待っていたんでは児童手当として制度改正に間に合わないということがございましたので、今次補正に計上をお願いしたということでございます。

それから 6 款の農業費の関係でございますが、これも当初予算では想定をしていなかった災害ということでございます。議員からおただしのありました、予算の議決事項は款、項ということでございます。目、節につきましては、その中で流用してもいいわけでございますけれども、予算、現在当初予算に計上されております金額につきましては、それぞれが目的を持って予算を計上しておるということございまして、こちらのほうに向ける予算は、余裕といたしますか、そういった余裕のある予算を編成しておりません

ので、今回臨時議会をお願いをするということでございます。6月で、流用しておいて6月でというお話もございましたけれども、予算の執行におきましてはしっかりと予算に計上をして、初めて予算の執行をしていくという姿勢で、これからも取り組んでまいりたいということでございますので、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

それから小学校の建設費につきましても、当初予算の中ではちょっと想定していなかった部分が生じまして、これにつきましても今次の補正をお願いをしたいということでございます。

それから、6款のその災害にかかる補助金の関係でございますが、議員おただしのよりに現在の補助要綱の中にその規定はございません。したがって、今次の補正、補助にあたりましては新たに要綱を制定いたしまして、補助要綱の中にこの項目を新たに設けるという作業をしておりますので、それに基づいて支出をするということでございます。今次、いろんな補正の項目がございますけれども、いずれも6月の定例会を待ってお願いするには、ちょっと時期的に間に合わないということでございますので、ご理解をひとつ申し上げたいというふうに思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。子ども手当が児童手当、これは緊急かつ速やかにしなくてはならないから補正で対応したという、まあそのついでなんてという失礼にあたるかもしれないかもしれませんが、合わせて今回補正をしたというように私はこう理解したわけですが、それではこれも3月31日付けで国から変更といいますか、あったというならば、予算の専決でしたときには事務的にやっぱり間に合わなかったのかなという気もしますが、そこら辺は専決、3月31日でその子ども手当から児童手当に変更すると決定、決まったならば23年度の補正、専決をやったものでできなかったのかということと、農業費であります。節の負担金及び補助及び交付金という節では、それなりのお金を取っているはずでありますよ。ですからその中で補助要綱に当てはまって必ず支出しなければ支出して、予算取らなくても支出していいのではないのかと、それが速やかに事務が執行できるのではないのか、これにあげなければ、補正が通らないからパイプハウスの補助ができないのではなくて、既決の負担金、補助及び交付金という節があるんだから、その中で支出しておいて足りなくなったからこれだけを増額します、そういうやり方をするのが私は自然だと、そして速やかに適応、対応できる、風で飛ばされたハウス、この議決をしなければ補助はできないなんて、要綱で補助をするということになっているならば、やっぱりそれは速やかにするっていうのがやはり町民目線に立った、あなたたちがよく言っている町民目線に立った行政をしていきますという、町民目線にそう私は思います。

小学校費で許可申請手数料、あるいは立木等補償費が、ではなぜ当初予算でこれをみれなかったのかと、例えば立木補償なんかは後で出てきますが、買収の中でそれなり、例えば桐だとか、花木だとか、何かがあって、そういうのも最初からわかって当初予算に組むべきではなかったのかと。あるいは当初予算でみたので足りないから、この50万の増額かというあたりも説明をしてください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　まず1点目の専決でできなかったのかということでございますが、技術的には議員もご承知のとおり、新年度予算であっても23年度内に補正を組むことは可能でございます。今回、30日に法律が改正されたということでございまして、技術的には可能でございましたけれども、今回の臨時議会で計上をお願いしたということでご理解を賜りたいと思います。

それともう一つ、補助金の執行の関係でございますので私のほうからお答えさせていただきますが、これも技術的にはその6-1-3-19の負担金、補助金の中にいろんな項目がございますので、金額的には間違いなくございます。ただ先ほども申し上げましたように、それぞれに目的を持って予算を積み上げているということがございます。それで今回これを補正に上げさせていただいたということは、この補助に対しての内容について議員の皆様にも十分ご理解をいただいた上で、予算をご議決いただいてその後にこの補助の執行をして参りたいという趣旨で計上させていただきましたので、その点も併せてご理解をいただきたいと思います。

○議長　　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　　町側の考えはわかりましたが、それはここでこれだけの計上をしたから、それはそれなりの理由があるんでしょうが、私は補助要綱があって補助を出すと決まっているならば、72万3千円ここに上げなくても速やかに執行してやるのが町民目線に立った行政だと。予算がないから、議決されてないから、議決要項でない、要項でないとか、議決しなくても節できちっと予算が取れている中で対応するというのは、私はあまり固く考えないで、柔らかくなるところは柔らかく、肝心なところはお前たち相談しないでやったり、なんだりしてっと言いたくなるわけですが、それはまあ過去のことから今日は言いませんが、姿勢としては私はいいと思うんですよ、議会にきちっと説明をして了解を取ると、それはそれで、ですから全てそういうことやっていただきたいが、ただそれにあんまりこだわりすぎると町民目線とか、柔軟性に欠ける帰来もあるので、そこは留意をしてこれから執行していただきたいと思いますと思いますが、総務課長いかがですか。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　予算の執行の関係につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その執行にあたりましては町民の皆さんの視点に立って、取り組んでまいりたいということでございます。なお、この補助金の関係につきましては、事業に支障のないように助成をしてまいりたいというふうに考えておりますので、その点につきましてもご理解をいただきたいと思います。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　意見や質問をするのもいいんだけど、今ほどの長谷沼議員の大事なことは報告もしないで、すぐやらなくてはならないようなことは、明日延ばしさせているようなその発言というのはどうも看過できない。今まで大事なことを説明しないなんてことはなかったですよ。そして今回のこのパイプハウスの災害については、いち早く対応したんです。だから今までの要綱にも何にもないものについて、ただ早くやれとって金だけ出せばいいという問題ではなかったんです。やっぱり執行する側においては、出すな

らば出すようにちゃんとした要綱なり条例に基づいて、一円たりともそういう規約、規則に基づいて出すというのは当たり前のことなんだ、これ。それをいい加減にやるなんていうことは私はできない。ですから、どういう場合においても大事なことは常に議会に相談をして、そしてちゃんとした形を取りながらやっているわけです。今この議決をしないで、じゃあそのパイプハウスの現状はどうなっているか、復旧しているんですよ。ですから、町としても要綱に沿って対応しますからすぐやってください、影響のないようやってくださいと、こういうことをされて今は現状復旧されているという状態ですから、今なおそれが復旧してないような発言ではないんです。ですから、今回の内容については、今までなかった要綱についてきちっと整理をしました。金嵩は少ないですけども、ちゃんとしたそういう対応をしますということで説明しているわけでありますから、その点はちゃんと理解をしていただかなくちゃ困る。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私は早く復旧してくださいよと、復旧していただきたいと言っているわけです、今。こういう補正予算に予算を計上しないと補助ができないではなくて、速やかにやるべきだよと。では言いますよ。そんなに古いこと言いませんが、それじゃあ、議会本当に相談をして報告しているか。ケーブルテレビ、18、22 スクエアですか、18でやってしまったと。それは議会から全員協議会で説明しなくては駄目ですよと言われて初めて説明しているでしょ。あるいは民報の記事ですか。それも速やかに議会から申し入れなくても、町長自ら説明したほうがいいですよ、そういう申し入れしたにもかかわらずしないから、これも議会からの申し入れで話をしている。そういうことがあるから、まあこれはこれで後で議論する場もありますので言いますが、何も俺は速やかに執行して、そういうふうにしたほうがいいですよと、ハウスに戻りますが、これを議決しない限り補助決定できないなんて、あるいはできないなんて言ってることはないんだ、速やかにやって、ただ問題を指摘、一つ言うならば、こういう雪害経験していて、雪害だとか風水害の要綱というのが例規集に載っていないわけですから、やはりそれは速やかに要綱を策定しておるならば例規集に載せてもらわなくてはならないし、なければやはり速やかにそういうのを想定した要綱に基づいてやるべきだということなんです。

○議長 議事整理のため、暫時休議します。(11時16分)

○議長 再開します。(11時18分)

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは補助金の支給について、再度整理させていただきますと、この強風によつての被災されたハウスの復興につきましては、既に着工をしております。それで今次の補正で予算をいただきましてから、補助要綱につきましては既に整備しておりますけれども、その補助要綱の中で今回の災害については遡及してこの補助適用をするということで取り扱っておりますので、このご議決をいただきましたならば速やかにその交付の手続をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、財産の取得について(西会津小学校用地)を議題とします。
本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第5号、財産の取得につきましてご説明を申し上げます。町長の提案理由説明にもありましたように、西会津小学校新校舎整備事業につきましては、本年度は校舎建築事業の実施設計業務と用地買収、立木等の補償、敷地造成工事を計画しているところでありまして、当初予算に所要の費用を盛り込んだところでございます。

用地取得に係る作業につきましては、3月議会終了後から開始したところでありまして、地区説明会や地権者説明会などを開催しながら、用地交渉を進めてきたところがあります。その結果、5月の初旬をもって地権者全員との合意に達し、土地売買仮契約の締結に至ったところがあります。

それでは議案書をご覧いただきたいと思っております。またお手元に議案第5号説明資料をお配りしておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

一の取得する土地の表示及び取得面積でございますが、次のページの別紙記載のとおり、尾野本字新森野62番地から85番地までの18筆であり、地目は全て畑でありまして、取得面積の合計は2万4,856平米でございます。

次に二の取得の目的でございますが、西会津小学校新築事業用地であります。

次に三の取得金額であります。8,699万6千円でございます。本用地は1平方メートルあたり3,500円の単価で購入させていただきました。

次に四の取得相手方でございますが、その裏面、一枚後ろのページにございます14人のかたでございました。

以上で説明を終わらせていただきますが、取得金額の金額の総額が700万円以上となりますことから、地方自治法第96条第1項8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会のご議決をお願いするものでございます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 私、取得金額のことを1点だけちょっとお尋ねしますが、今ご説明あったとお

り1平米3,500円というような金額で14名の地権者から全て同意を得たということで、これはこれで大変いいことなのですが、この単価に関しましてのいわゆる根拠はどのところからきているのか。おそらく周辺の地価等のバランスを考えながら、協議の中でここに落ち着いたと思うわけでありませうけれども、これは地権者の協議の中で、例えば町側で1平米3,000円で提示したけれども協議の中で3,500円になったのか、あるいは地権者の中では1平米やっぱり4,000円欲しいけれども、協議の中で3,500円になったのかと、その辺のいきさつがあればお示しいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今次の、西会津小学校の用地買収に係るその単価でございます。先ほど3,500円というような形で説明をさせていただきました。隣の、隣接します西会津中学校の造成地に買収した単価が、圃場整備をした同じような条件の畑が4,200円というようなことでもございました。平成11年ということで、もう既に10年以上が経過しているというような状況から、土地の下落率をそこに掛けさせていただきました。それに下落率というようなことで83%ほど掛けさせていただきました。出た金額が3,500円ということで、中学校よりは700円ほど単価的には落とした形で今回お願いしたということでもあります。この単価につきましては、町のほうで当初からいろいろ試算をしまして、算定をしまして当初予算にもこの単価で計上しておりまして、地権者の皆さんには公共用地なのでこういった形で町の算定した金額でご理解いただきたいということでお願いをしたということでもございます。

○議長 他にありませんか。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 価格の件でお尋ねしますが、経緯はわかりましたが、土地鑑定士ですか、それによる調査等はお願いをしなかったのかどうかと、今まで土地売買するときにはそういう土地鑑定士ですか、に依頼したようなことはなかったかどうかと。それと取得面積ですが、これは謄本の、登記簿謄本の面積か、それとも実測をしてお出しになったのか。

それともう1点は、用地取得転写図というのがありますが、その中に、真ん中にですか、土地改良区その道路ですか、がありますが、これはどのような取扱いになるのかなというのを説明をしていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 説明をさせていただきます。

土地鑑定は行ったのかというようなことでもございます。今次の買収にあたりまして、1点昨年予算を取りまして、土地鑑定も実際には行いました。土地鑑定の結果でございますが、1,890円という単価が出てまいりました。鑑定ではこれ以上の金額は出ないというようなことでもございます。前回の実績を睨みながら、今回の単価につきましては町のほうで十分検討して3,500円というような単価を設定させていただきました。この先ほど言いました鑑定の1,890円でございますが、圃場整備をした農地だということでもありまして、鑑定専門のかたからしますと、それ以上の価格はつかないというようなことでもございます。ただ、中学校の時点でも同じような形でやったというようなことでもございま

すので、今回はそういった単価に設定をさせていただいたということでもあります。

それからあと面積でございますが、一筆という形で全て買い上げる部分につきましては、圃場整備をしている用地でございますので、全て台帳面積というような形で買わせていただきました。ただこの内、4筆につきましては、一部を買い上げさせていただきましたので、全筆をこう復元するような形で部分的に買い上げさせていただくということで、実測面積というような形で出しているところでございます。

それから、土地改良区、この真ん中にございますのは、土地改良区というような登記のかかった道路でございます。地目が公衆用道路というようなふうになっております。ただ表示者は土地改良区というようなことでありまして、中学校の土地もそうさせていただいたわけでありまして、土地改良区には無償譲渡の申請をさせていただきました。先日、理事会を開催していただきまして、無償譲渡につきまして理事会の承認を得たということでございます。間もなく無償譲渡の契約をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお尋ねをいたします。

中学校と今の用地買収されたところに道路1本、農道ですか、だと思っておりますが、そこに線路を越えて作業に行くというような地元の人がおられるようですが、その点は当然道路として置く訳にはいかないでしょうから、その迂回路とかなんとかということは、向こうに行けるようなフォローですか、そういうことはされたのですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 本日お配りしました資料の1面、1枚目をご覧くださいと思います。中学校がございまして、東側の敷地に、中学校校舎の東側の用地に小学校を建設するというところでございまして、その取得する用地の外側、東側さらには南側のほうにこう2本線が入っているかと思えます。これが付け替え道路というようなことで、給食センターにも当然車両の進入が必要だということでございますし、踏切を渡った先への耕作、そういったことにも利用できるように、現状の道路と同じように5メートルの道路を付け替えをして整備をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長 他にありませんか。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 取得用地は長年作物を作った土地ですけれども、地域のかたとか農業を真剣に考えている人たちの表土の黒ぼくについての要望とかはなかったんでしょうか。あった場合は対応するんでしょうか。造成工事契約前だと可能だと思うんですけど、その点お聞きします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ご質問にお答えします。

今回取得するところは全て畑でございまして、50センチ、30センチから50センチほどの耕土と言われる黒ぼくの状態になっております。地元のかたで一部残土が欲しいと言うかたもありました。これから造成につきましては、6月議会でご議決をいただくということで作業を進めているところでありますが、業者が決まって工事着手前には、

今一度地元のみなさんには説明をして、そういった話があればお伺いしたいと、いわば今回のその黒ぼくの部分は残土というような形で処理をしなくてはならない、一部造成の中で使いますが、残土処理というようなことでありますので、そこに来て土砂が欲しいというかたにはお上げしてもいいのかなというふうに考えているところでございます。その辺、地元のみなさんの要望を聞きながら処理をしていきたいというふうを考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今の答えだと可能というふうに捉えていいんでしょうか。そう話すだけなんでしょうか、その辺をお聞きします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 残土の処理の件でございます。出る土砂、いずれにしても土砂をどこか捨て場を探しながら捨てなくてはならないという状況がございます。それが地元のみなさんで引き受けるというようなことになれば、その分費用が軽減されるということもございますので、発生量以上には当然やることはできないわけですが、残土として処理しなくてはならない数量の範囲であれば、欲しいかたには提供してもいいのかなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、財産の取得について(西会津小学校用地)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、財産の取得について(西会津小学校用地)は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、提案理由の説明で申し上げましたとおり、現職委員の辞職により、1名の欠員が生じたことから、新たな委員の選考作業を進めてきたところであります。

その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、尾野本、松尾在住の長谷川文男さんを適格者として認め、選任したいので、ここに提案申し上げる次第であります。

長谷川さんについて申し上げますと、昭和 25 年 1 月、尾野本、松尾の生まれで、県立西会津高等学校を卒業後、昭和 44 年 3 月に西会津町職員として採用され、経済課を振り出しに、町民生活課長、農業委員会事務局長などを歴任し、平成 22 年 3 月、会計管理者を最後に退職されました。

現在は、松尾自治区長並びに尾野本地区自治区長連絡協議会の副会長を務め、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方です。任期につきましては、前任者の残任期間である平成 25 年 12 月 31 日までです。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長谷川文男さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、なにとぞ満場一致を持ってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件につきましては、全議案とも原案のとおり承認並びにご議決をいただきまして誠にありがとうございました。執行にあたりましては、ご提言のありました内容について十分考慮しながら、運営にあたってまいりますので、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本町は今、田植え時期を迎えて農作業も一段と躍動的となっておりますが、加えて農作業時による事故も発生しているところであります。以前から無事故の啓発活動を行ってまいりましたが、現在担当課を通じて二度とこうした同じよう事故がないよう、集落、各集落を通じて注意を喚起しているところであります。

議員各位におかれましても多忙の折、健康には十分ご留意いただきまして、なお一層のご活躍をお祈りいたしまして、あいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長 これをもって、平成 24 年第 4 回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時41分)